

右志意趣者、偏天長地久、殊者寺中繁昌、廣作佛事、佛法紹隆、人民利益、兼又代々先師佛果并(菩提)願主現世安穩、後生善處之故也。仍施入之狀如斯。

應永四年丁丑二月 日

院主快澄代 願主金剛佛子快尊、在判

四月。清原光吉、領家の命により、珠洲郡高座別當高勝寺に大般若田を寄進す。

【須須神社文書】 珠洲郡寄進

七〇一

高座山大般若田之事

合三十疇者 在所くらけのやち

右奉寄進大般若田者、併天長地久、御願圓滿、領主安穩息災、御本領成就、兼光吉子孫繁昌故也。依仰執達如件。

應永四年丁丑卯月 日

清原衛門助光吉 在判

(光吉の光字、書體充字の如し。故に充吉と解するものあり。)

十一月十八日。沙彌成覺、養子某首座に、その所領能美郡多田八幡別宮領一分庶子分の田地を讓渡す。

【兩足院文書】 山城

七〇二

讓渡 加賀國能美郡多田八幡別宮領一分庶子成覺知行田地事

合參町漆段廿代并屋敷等之事

右田畠等、成覺知行無相違所也。而依有由緒□□首座お爲養子、相副成□□一通讓渡申所實也。但於子々孫々致違亂之妨輩者、爲公方様御沙汰、可被處罪科者也。仍爲後日讓狀如件。

應永四年十一月十八日

沙彌成覺 在判

十二月十三日。僧榮俊、鳳至郡大川の濱田藥師像を新造す。

【濱田藥師像背銘】 鳳至郡

七〇三

金剛佛子榮俊敬白

奉新像(造)藥師像一軀

大願主

右持致精誠奉新像意趣者

七十六歳

當寺繁昌佛法興隆庄内豐饒

願主榮俊

殊現當二世悉地成就故也

我今奉汲一滴水奉加新像五種眼

現叟壹幸成悉地

應永二年丁丑十二月十三日 敬

(現在の濱田藥師は、後世の作にしてこの舊銘を録せり。文字に誤謬多きは轉寫の際致せるなるべし。)

應永五年 戊寅 紀元二〇五八

三月廿三日。能登守護島山基國、幕府の命に依り、鹿島郡永光寺に羽咋郡若部保等を交付せしむ。

【永光寺文書】 鹿島郡

七〇四

能登國永光寺領同國若部保并散在分別紙事、任御施行之旨、可沙汰付于寺家雜掌之狀如件。

應永五年三月廿三日

(島山基國) 在判

神保孫次郎殿

六月八日。足利義滿、加賀守護斯波義種をして、同國の士狩野茂重に加賀郡若松莊地頭職を交付せしむ。

【狩野文書】

七〇五

狩野孫四郎茂重中、加賀國若松庄地頭職、備後彦太郎跡事、早可沙汰付茂重之狀如件。

應永五年六月八日

(足利義滿) 在判

(斯波義種) 修理大夫入道殿

(狩野茂重が江沼郡福田庄をも知行したることは、應永七年七月十一日の條に見ゆ。)

八月十五日。鹿島郡永光寺の十二門派現住等、同寺領の内に塔婆并びに諸堂修理田を定む。

【永光寺文書】 鹿島郡

七〇六

能登國塔婆新所洞谷山永光寺領若部保田地之内號修理田事